

建設業だより

No. 138

発行／令和4（2022）年10月1日

都市・交通局都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話052-954-6502

Webサイト

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>



愛知県立にしお特別支援学校
(愛知県西尾市須脇町地内)

目次

建設業許可・経営事項審査の電子申請の開始について	… 2	10月～12月は「建設業取引適正化推進期間」です！	… 13
建設業許可申請等手続きに関するお知らせ	… 2	建設現場での「三つの密」を避けましょう	… 13
建設業法における届出等の提出期限について	… 3	宅地や建物の適正な取引及び広告について	… 14
「適切な社会保険の加入」は建設業許可の要件です	… 4	不動産業グループからのお知らせ	… 14
経営事項審査等の審査基準の改正について	… 5	新型コロナウイルスに関連した中小・小規模企業向けの支援について	… 15
経営事項審査の項目「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」（項番61、62）について	… 6	建設系産業廃棄物排出事業者のみなさまへ	… 16
建築物等の解体工事の実施には建設業許可が解体工事業登録が必要です	… 7	暴力団排除について	… 18
愛知県知事建設業許可業者名簿及び愛知県解体工事業登録業者名簿について	… 7	部落差別（同和問題）の解決に向けて	… 19
令和4（2022）年度建設業講習会を開催します	… 8	《名古屋国税局からのお知らせ》消費税のインボイス制度について	… 20
「まんなかホリデー」の取組について	… 9	月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます	… 21
労働災害の撲滅に向け、取組の強化・充実をお願いします	… 10	建設業においても、令和6（2024）年4月1日より時間外労働の上限規制が適用されます	… 22
労働災害の撲滅と法令遵守について	… 10	令和4（2022）年4月1日から建設業・不動産業室が設置されました	… 23
工事現場に配置する技術者について	… 11	表紙写真の紹介	… 23
下請契約及び下請代金支払の適正化について	… 12		

建設業許可・経営事項審査の電子申請の開始について

令和5（2023）年1月から、建設業許可・経営事項審査の申請等について、建設業許可等電子申請システムにより電子申請ができるようになります。

○電子申請ができるようになる手続き

- ・建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）
- ・変更届（事業年度終了届出書含む）
- ・廃業届
- ・経営事項審査

○電子申請の開始時期について

電子申請は令和5（2023）年1月の開始を予定しています。

電子申請システムの概要については、国土交通省Webサイトをご確認ください。

愛知県知事許可の手続きに関しては、今後建設業・不動産業室Webサイト上に手引き等を掲載する予定です。

国土交通省 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

建設業・不動産業室 <https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>



○建設業許可等電子申請システムの利用について

建設業許可等電子申請システムを利用するためには、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要です。

詳しくは、デジタル庁及びGビズIDのWebサイトをご覧ください。

デジタル庁 <https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>

GビズID <https://gbiz-id.go.jp/top/>



建設業許可申請等手続に関するお知らせ

◇ 令和4（2022）年3月1日から、許可申請等の確認書類の取扱いを一部変更しました。

○常勤役員等の経営経験の確認方法を追加しました。

○残高（融資）証明書の有効期間を延長しました（申請直前2週間→4週間）。

☆ 詳しくは、「建設業許可申請の手引（申請手続編）」をご覧ください。
手引は建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>



◇ 事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、承継の効力発生日の2か月前までに申請ができるよう相談してください。

事業承継の認可は、効力発生日前までに受ける必要があります。

内容確認や補正に時間を要することが想定されますので、事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、遅くとも、承継の効力発生日2か月前までに申請ができるよう相談してください。

〈相談窓口〉 名古屋市内に営業所がある場合 … 建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

建設業法における届出等の提出期限について ～提出が遅れないようご注意ください～

- ◇ 法人、個人にかかわらず毎年事業年度終了後4か月以内に「事業年度終了届出書」を提出しなければなりません。
- ◇ 許可申請書および添付書類の内容に変更が生じた場合には、提出期限内に「変更届出書」等を提出する必要があります。
- ※ 必要な事業年度終了届出書や変更届出書等の提出がなされていないと、更新の申請をすることができません。特に、経營業務の管理責任者や営業所の専任技術者の在職状況については、許可要件に関わる事項ですので、届出が遅れないよう注意してください。

<届出等一覧>

届出事項	提出期限	備 考
事業年度（決算期）が終了したとき<毎期提出>	毎事業年度 経過後 4か月以内	事業年度終了届出書一式
定款の変更（定款または株主総会議事録の写し）		} 事業年度終了届出書と併せて提出
使用人数の変更		
健康保険等の加入状況の変更（従業員数のみの変更の場合）		
健康保険等の加入状況の変更（加入状況に変更があったとき、営業所を新設したとき）	事実発生後 2週間以内	許可要件に関わる事項です。届け忘れがないよう、ご注意ください。
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更（氏名の変更を含む）		
営業所の専任の技術者の変更（氏名の変更を含む）		
令第3条に規定する使用人の変更		
商号又は名称の変更	事実発生後 30日以内	「役員等」には、法人の役員のほか、顧問・相談役・株主（総株主の議決権の100分の5以上を有する個人又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人）が含まれます（監査役は除きます）。
既存の営業所の名称、所在地又は業種の変更		
営業所の新設又は廃止		
資本金額（出資総額）の変更		
法人の役員等の変更（就退任、代表者の変更、常勤⇔非常勤、氏名の変更等）		
個人の事業主の氏名の変更		
個人事業主で支配人を設けている場合の支配人の変更（氏名の変更、新任、退任）		
経營業務の管理責任者が複数人いた場合の削除、専任技術者の削除（交替者がいない場合）、欠格要件該当	事実発生後 2週間以内	
廃業（許可を受けた建設業）	廃業から 30日以内	許可業種の一部を廃業する場合は変更届等の提出が必要

- ☆ 届出の詳細については、「建設業法による変更届等の手引（事業年度終了届編）」及び「建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）」をご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html#tebiki>



「適切な社会保険の加入」は建設業許可の要件です

更新申請を含め、全ての申請をする場合において、「適切な社会保険に加入していること」は建設業許可の要件です。

◇労働者が加入しなければならない保険を確認してください。

所属する事業所		就労形態	社会保険		労働保険
事業所の形態	常用労働者の数		医療保険 (いずれかに加入)	年金保険	雇用保険
法人	1人～	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	雇用保険※2
	-	役員等	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	-
個人事業主	5人～	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	雇用保険※2
	1人～4人	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	雇用保険※2
	-	事業主、一人親方	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	-

■：事業主に従業員を加入させる義務があるもの ■：個人の責任において加入するもの

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入。（この場合は、協会けんぽに加入し直す必要はありません。）

適用除外承認を受けた国民健康保険組合への加入手続きについては日本年金機構のWebページを参照。

(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)



※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かは問いません。

●詳細については、加入する保険を担当する機関にお問い合わせの上、手続きをしてください。

・医療保険、厚生年金保険 → 事務所の所在地を管轄する年金事務所等

・雇用保険 → 最寄りのハローワーク等

●「適切な保険」を確認するためのフローチャートについては国土交通省のWebサイトを参照。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)



保険の加入状況が変わったら「健康保険等の加入状況」の提出をお忘れなく！

保険加入状況に変更があった場合は2週間以内に、従業員数のみに変更があった場合は事業年度経過後4か月以内に届け出る必要があります。

届出窓口は、次のとおりです。

○ 名古屋市内に営業所がある場合 … 建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）

○ 名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

詳しくは建設業・不動産業室のWebサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/toshi-somu/download/pdf/hokenkanyuu.pdf>



経営事項審査等の審査基準の改正について

令和4（2022）年8月15日に経営事項審査等の審査方法が以下のとおり一部改正されました。

工事種類別技術職員数（Z1）に係る改正

技術力（Z）の項目において、監理技術者の講習受講者を加点対象としていますが、加点可能な期間が「講習修了日の属する年の翌年から5年間まで」となりました。

この改正は令和4（2022）年8月15日以降の申請に適用されます。

例：平成30（2018）年2月28日に講習を受講した場合

【改正前】

監理技術者講習受講から5年間加点可能→H30. 2. 28～R5. 2. 27

H30.2.28
講習受講

R5.2.27



【改正後】

監理技術者講習を受講した日の翌年の開始日から5年間まで加点可能

H30.2.28 H31.1.1 →H30. 2. 28～R5. 12. 31

講習受講 講習受講の翌年開始日

R5.2.27

R5.12.31



以下の内容は令和3年（2021）年4月1日改正の内容ですが、お問い合わせの多い内容について掲載します。事務の参考としてください。

工事種類別技術職員数（Z1）に係る改正

技術職員名簿の記載対象者として、「監理技術者補佐」（有資格区分005）が追加されました。

対象者

・令和3（2021）年4月1日以降の技術検定において、1級の第1次検定に合格した「一級技士補」で、主任技術者の要件を満たす者

※「主任技術者の要件を満たす者」とは

●一級国家資格者 ●二級国家資格者 ●実務経験者 となります。

詳しくは建設業・不動産業のWebサイトからダウンロードできる「経営事項審査申請等の手引」を参照してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html>



経営事項審査の項目「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」（項番61、62）について

令和3（2021）年4月1日からの新しい審査項目である「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」（項番61、62）については、申請書作成にあたり以下の点にご注意ください。

○評価の対象者について

項番61「CPD単位取得数」においては「技術者」、項番62「技能レベル向上者数」においては「技能者」が評価の対象となります。従前からの書式「別紙2 技術職員名簿」に記載される「技術職員」と考え方が異なります。

・技術者の考え方

1 専任技術者の要件を満たす方

建設業許可における専任技術者になることができる資格や10年の実務経験を有することです。（詳細は建設業・不動産業室Webページの「建設業許可の手引き」をご確認ください。）

2 技士補である方（1級、2級ともに対象です）

令和3（2021）年4月1日以降の施工管理技士の技術検定における第一次検定に合格した方のことです。

1か2いずれかに該当すれば技術者となります。

「別紙2 技術職員名簿」に記載がない技術者については、「様式10 CPD単位を取得した技術者名簿」に記載する必要があります。

建設業許可を受けているが経営事項審査を受審しない業種がある場合で、審査を受けない業種のみ資格等を持っている方や、2の技士補の方は、「技術職員名簿」に記載されないため、「様式10 CPD単位を取得した技術職員名簿」を作成することになります。

「別紙2 技術職員名簿」に記載がない技術者については、CPD単位の取得の有無にかかわらず、様式10に名前を挙げていただく必要があります。

・技能者の考え方

建設工事の施工に従事した者で、施工の管理のみに従事した者以外の方

実際に工事現場での作業に従事された方のことです。資格や実務経験の有無にかかわらず対象となりますが、工事現場での管理業務のみを行っており、実際に作業に従事されない方は含みません。

技能者については、「別紙2 技術職員名簿」からは技能者に該当する方か否かが読み取れないため、「様式11 技能者名簿」に、技能者に該当する方をすべて記載します。

「技術職員名簿」に記載されている方についても重複して記載します。

また、管理業務のみを行う方しかおらず、技能者が一人もいない場合においても、様式11を添付するようにしてください。

※ なお、CPD単位取得者や、技能レベル向上者がいない場合においても、「技術者」、「技能者」は人数を確認して記載してください。

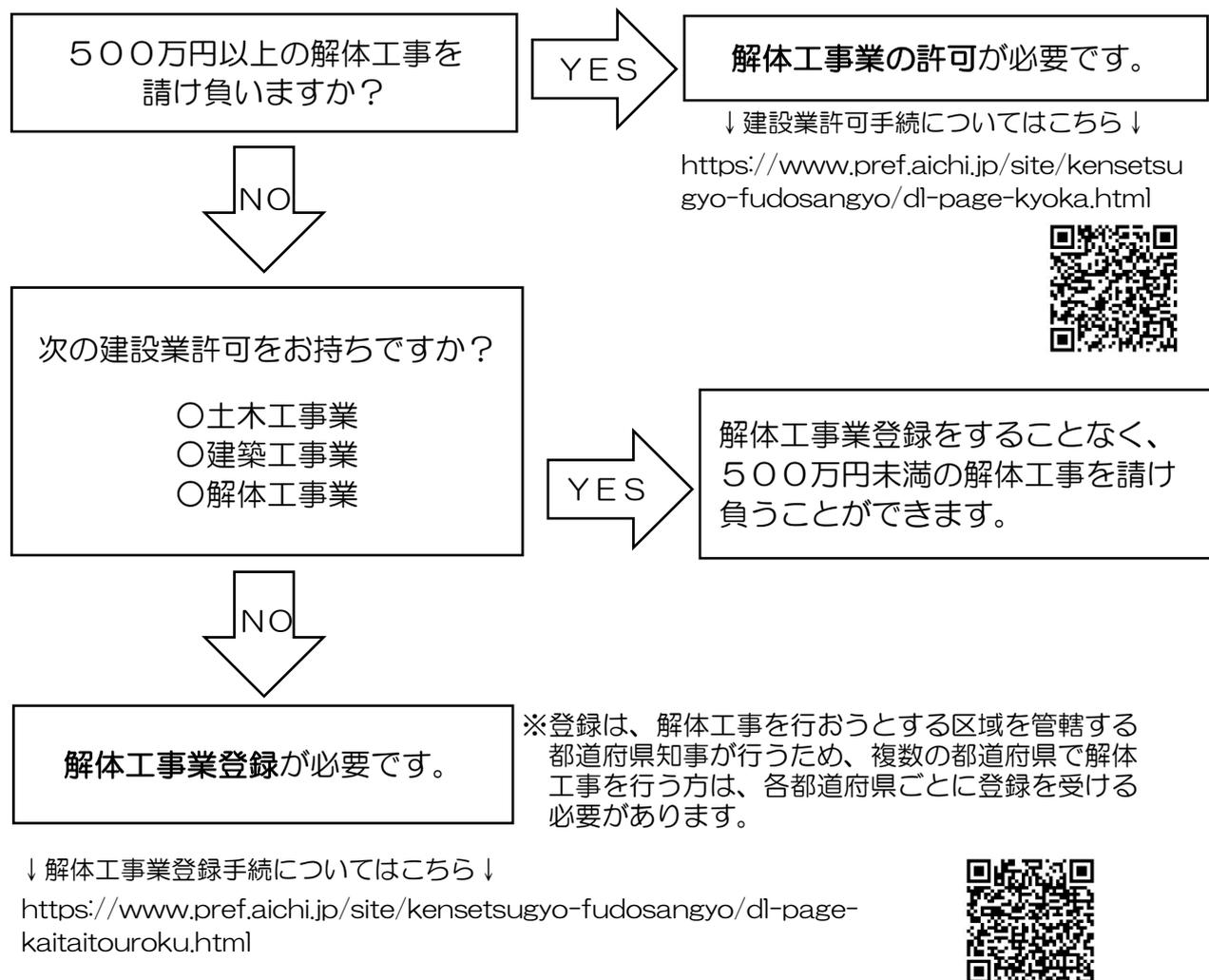
詳しくは建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできる「経営事項審査申請等の手引」を参照してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html>



建築物等の解体工事の実施には 建設業許可か解体工事業登録が必要です

『土木工事業』、『建築工事業』、『解体工事業』の建設業許可を持たずに、家屋等の建築物、その他の工作物等を解体する工事（解体工事）業を営もうとする場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の規定による『解体工事業登録』を受ける必要があります。



愛知県知事建設業許可業者名簿及び 愛知県解体工事業登録業者名簿について

愛知県知事建設業許可業者名簿及び愛知県解体工事業登録業者名簿を建設業・不動産業のWebサイトに掲載しております。

☆愛知県知事建設業許可業者名簿（令和4（2022）年8月23日作成）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0000047962.html>



☆愛知県解体工事業登録業者名簿（令和4（2022）年6月末現在）

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kaitaimeibo.html>



令和4（2022）年度建設業講習会を開催します

愛知県知事許可を受けた建設業者の方を対象に、建設業の許可申請・届出の手續等に関する事、経営事項審査申請手續等に関する事、愛知労働局による「労働安全衛生法令の遵守徹底等について」、名古屋国税局による「インボイス制度について」、国土交通省による「建設業法令遵守について」を内容とした、令和4（2022）年度建設業講習会を下記のとおり開催します。

日 時	対 象 業 者	会 場
令和4（2022）年10月17日（月） 及び 令和4（2022）年10月19日（水） 午前10時から 午前11時40分まで （両日とも内容は同じです）	名古屋市内に主たる営業所のある知事許可業者、尾張・一宮・海部・知多建設事務所管内の知事許可業者	愛知県産業労働センター 大ホール 名古屋市中村区名駅4-4-38 ※ 名鉄名古屋駅東口から東へ徒歩5分 https://www.winc-aichi.jp/access
令和4（2022）年11月10日（木） 午後2時から 午後3時40分まで	西三河・知立・豊田加茂・新城設楽・東三河建設事務所管内の知事許可業者	刈谷市総合文化センター 大ホール 刈谷市若松町2-104 ※ JR刈谷駅(南口)・名鉄刈谷駅(南口)から徒歩2分 https://kariya.hall-info.jp/access/

* 名古屋会場は昨年度とは会場が異なります

◇開場時間は、各会場とも開始時刻の30分前です。

◇受講は申込不要・入場無料です。原則、各指定会場で受講してください。

席数の都合により入場をお断りすることがありますのでご承知おきください。

◇今年度は、後日（11月頃予定）講習会内容を建設業・不動産業室Webサイトで配信予定です。会場に来られない方もぜひご覧ください。

建設業・不動産業室Webサイト

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>)



◇お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

◇荒天、新型コロナウイルス感染症を巡る状況等によって中止となる場合があります。

事前に上記Webサイトをご確認ください。

なお、会場への直接のお問合せはご遠慮ください。

その他

- ・ **発熱や体調不良**の場合には、参加をお控えください。
- ・ 出席にあたっては、**マスクの着用**をお願いします。
- ・ 会場では、**検温・手指消毒**のご協力をお願いします。

「まんなかホリデー」の取組について

～毎月第2土曜日は一斉休工期～

愛知県はじめ、中部ブロックの国や自治体等で構成する「中部ブロック発注者協議会」※では、建設業における週休2日の普及推進を図るため、毎月第2土曜日を公共工事の一斉休工期とする「まんなかホリデー」に取り組んでいます。

国・県・政令市は、令和4（2022）年7月から先行して取組を始め、10月からは県内市町村でも取組を開始します。

労働基準法による時間外労働規制の上限規制が建設業にも適用される令和6（2024）年4月まで1年余りとなった中、建設業界の働き方改革を効果的に推進するためにも必要な取組と考えております。発注機関から公共工事の受注者にそれぞれお願いしてまいりますので、取組の趣旨をご理解いただき、可能な限りご協力いただきますようお願いいたします。

建設業者の皆様へ

“まんなかホリデー”
中部地方の公共工事は毎月第2土曜日を一斉休工期にしよう
実施期間：令和4年7月～令和5年3月

なくてはならない建設業を魅力ある職場に！

毎月第2土曜日は一斉休工期です
全ての公共工事を週休2日に！

令和5年3月31日まで
時間帯 9:00～17:00

全ての公共工事
発注者 中部ブロック発注者協議会
施工者 ○○○○建設（株）
※工事看板をイメージして作成しています

建設業における働き方改革として、休日の取れる職場環境を目指し、取組みを支援していきます。各工事におきましては、工事工程の調整にご理解、ご協力をお願いいたします。なお緊急工事、災害復旧工事等は対象外とします。
※静岡県内はふじ丸デーとして令和3年度から取組みを実施中
※三重県内は月2回土日完全週休二日を実施中

実施機関 中部ブロック発注者協議会、各発注者
国土交通省中部地方整備局・中部運輸局 農林水産省東海農政局
警察庁中部管区警察局長・中部管区警察学校 財務省東海財務局・名古屋国税局
厚生労働省東海北陸厚生局・岐阜労働局・静岡労働局・愛知労働局・三重労働局
林野庁中部森林管理局 経済産業省中部経済産業局 海上保安庁第四管区海上保安本部
環境省中部地方環境事務所 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 静岡市 浜松市 名古屋市
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 (独) 都市再生機構 中部支社
(国) 日本原子力研究開発機構東海地科学センター (独) 水資源機構 中部支社 静岡県道路公社
愛知県道路公社 名古屋高速道路公社 名古屋港管理組合 四日市港管理組合
日本下水道事業団東海総合事務所 岐阜県内市町村 静岡県内市町 愛知県内市町村 三重県内市町
※県内市町村は令和4年10月～
(一) 岐阜県建設業協会、(一) 静岡県建設業協会、(一) 愛知県建設業協会、(一) 三重県建設業協会、
(一) 日本道路建設業協会中部支部、(一) 日本橋梁建設業協会、
(一) プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部、(一) 愛知県土木研究会

受注者の皆さまへ 愛知県〇〇建設事務所

「まんなかホリデー」への御協力をお願いします！

「まんなかホリデー」って何？

中部地区の公共工事が毎月第2土曜日に一斉休工することで、建設業における週休2日（4週8休）の普及を加速することを目的とした取組です。

第2土曜日だけ休工すればいいのですか？

まんなかホリデーをきっかけに、週休2日に取り組む場合は、まずは第2土曜日を休工することから始め、その後、週休2日へ進めていただければと思います。既に週休2日に取り組んでいる場合は、そのまま継続し、第2週については土曜日の一斉休工にご協力をお願いします。

第2土曜日を絶対に休工しなければならないの？

第2土曜日の休工を強制するものではありません。しかし、時間外労働の上限規制が建設業に適用される2024（R6）年度まで1年余りとなりましたので、積極的な取組をお願いします。

時間外労働の上限規制って？

労働基準法により、時間外労働※を行わせる場合は、36協定の締結が必要となります。また、時間外労働には月45時間などの上限があり、違反すると罰則が科されます。この規制の建設業への適用は猶予されていましたが、2024年4月からは適用されます。

※1日1時間及び1週40時間を超える労働

第2土曜日を休工できなくても週休2日の経費補正等はされますか？

「第2土曜日」を休工したかどうかは経費補正や成績評定加点などの条件ではありません。週休2日制工事で、実施要領※に記載されている条件を満たせば、経費補正等を行います。

※実施要領は愛知県建設業協会のWebページでご確認ください。

週休2日制工事は増えていくのですか？

愛知県では、2024年度に向け、発注者指定型週休2日制工事のさらなる拡大など、週休2日の普及を進めています。受注者希望型の発注においても、積極的に適用していただくようお願いいたします。

※第2土曜日の休工を義務づけるものではありません。

(参考) 中部ブロック発注者協議会※とは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第7条第3項及び第21条第4項に基づき、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者間の協力体制を強化し、中部ブロックにおける公共工事の品質確保の推進を目的として、設置されています。(会長:中部地方整備局)

<https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/kyougi.htm>



【お問い合わせ先】
愛知県建設局土木部建設企画課（愛知県本庁舎6階）
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話052-954-6506

労働災害の撲滅に向け、取組の強化・充実をお願いします

- 愛知県内の建設業においては、令和3（2021）年に691件（うち死亡者5名）の労働災害が発生しており、その約4分の1超が墜落・転落によるものとなっています。

〈主な死亡災害例〉

- ・ 墜落制止用器具の使用などの墜落防止措置がなく、屋根上から地面に墜落し死亡した。
- ・ 杭が倒壊し、運転席に激突し死亡した。

- 本県では、県内の建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図ることを目的として、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」を策定し、その推進に取り組んでいます。
- 労働災害の撲滅に向けては、地域一丸となった取組が必要不可欠ですので、建設業者をはじめ関係機関のみなさまのご理解・ご協力をお願いします。

1 働き方改革につながる制度や環境づくり

- ◇適切な安全経費の積算や工期の設定
- ◇週休2日制工事の導入
- ◇i-Construction（ICT活用工事）の導入 など

2 建設工事現場における安全対策

- ◇建設工事現場の安全性の点検等
- ◇墜落・転落災害防止対策の充実・強化
- ◇外国人労働者の労働災害防止対策の推進
- ◇一人親方等の安全及び健康への配慮 など

3 従業員の意識啓発や安全衛生教育

- ◇安全及び健康に関する意識の啓発
- ◇労働安全衛生等の講習の実施
- ◇メンタルヘルスケアの充実 など

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画について詳しくはコチラ
建設業・不動産業室Webサイト（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/keikaku.html>）



労働災害の撲滅と法令遵守について

- 当県では建設業法や他の法令に違反する行為などの不正行為を行った建設業者に対し、建設業法の規定に基づき監督処分を行っています。監督処分には許可の取消処分、営業停止処分、指示処分の3種類があります。当県における近年の監督処分の状況については下表のとおりですが、労働災害に起因するものが多くみられます。上記の「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」などを参考にいただき、労働災害の撲滅を目指すとともに法令遵守に努めていただきますようよろしくお願いします。

	2022年度	2021年度	2020年度
取消処分	0	5	3
営業停止処分	1	1	2
指示処分	0	4	6

(単位：件/2022年8月時点)

なお、うち指示処分については、すべてが労働災害による労働安全衛生法違反を理由とするものです。そのうち、半数が作業者の墜落・転落によるものでした。

【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話052-954-6502

工事現場に配置する技術者について

建設工事の適正な施工を確保するためには、施工を行っている工事現場に、建設工事の内容に合った所定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です（建設業法第26条）。

○主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を配置しなければなりません。

○監理技術者

発注者から直接工事を請け負い（元請）、かつ4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上を下請契約して施工する特定建設業者にあつては、主任技術者に代えて監理技術者を工事現場に配置しなければなりません。

○直接かつ恒常的な雇用関係

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った建設業者との間に「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要とされています。よって在籍出向者や派遣、短期雇用などの技術者の配置は認められないことになっています。

○主任技術者から監理技術者への変更

工事途中で下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となったような場合には、元請特定建設業者は、主任技術者に代えて監理技術者を設置しなければなりません。

ただし、あらかじめ変更が予想される場合には、当初から監理技術者になり得る技術者を置かなければなりません。

○専任が求められる工事

主任技術者又は監理技術者の現場専任が求められる工事は、「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」で工事1件の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上のものと定められています。

なお、元請の監理技術者に関し、これを補佐する者を置く場合は、2現場に限り兼任することができます。

○他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼務

下表の「○」のような場合に、他の工事現場との兼務が認められます。

区 分			他の建設工事		
			公共性のある重要な工事		左記以外の工事
			請負代金の額 3,500万円*未満	請負代金の額 3,500万円*以上	
現在の 建設工事	公共性のある 重要な工事	請負代金の額 3,500万円*未満	○	×	○
		請負代金の額 3,500万円*以上	×	×	×
	上記以外の工事		○	×	○

*「○」は現在の建設工事において主任技術者となっている者が、他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と兼務できる場合をいう。できない場合は「×」で表示。

*「請負代金の額3,500万円」について、建築一式工事の場合は「請負代金7,000万円」と読み替える。

*「請負代金の額」は、税込み。

○営業所専任技術者について

営業所の専任技術者は、請負契約締結にあたり技術的なサポートを行うことをその職務として、所属営業所に常勤していることが原則です。専任技術者が現場の技術者になれる例外規定はありますが、専任が求められる現場については、主任技術者又は監理技術者になることはできません。

下請契約及び下請代金支払の適正化について

○見積りについて

下請代金の設定については、**書面**（メール、FAX等を含む）による**見積り依頼**をし、具体的な見積り内容を提示（交付）の上、見積りに必要な一定の期間を設けてください。その際、必要な経費に十分留意するとともに、労務費、法定福利費、一般管理費、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用等の必要な諸経費を適切に考慮し、材料費等については、**市場価格を参考に適切な価格設定**をしてください。

追加・変更契約の際にも、着工前に書面（メール、FAX等を含む）による見積り依頼及び見積書の提出を徹底してください。

見積りを行う際は、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費や労務費などの経費を内訳明示し、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにするよう努めてください。

注文者は、工期又は請負代金に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、請負契約を締結するまでに建設業者に対して必要な情報を提供してください。

○契約について

建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を明示した、**書面**（電子契約を含む）による**着工前の契約**を徹底してください。

下請代金の支払時に建設副産物の運搬及び処理に要する費用等を相殺する場合（赤伝処理）には、当該事項の具体的な内容を、当事者同士の対等な立場での合意に基づき、契約書面に明記してください。元請負人が一方的に決めた請負代金の額で契約させること（指値発注）がないようにしてください。

工事内容、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面（電子契約を含む）による契約をもって変更してください。工事の全体数量等が直ちに確定できない場合には、追加・変更部分が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、具体的な作業内容、契約単価の額の三点を記載した書面を追加・変更工事の着手前に下請負人と取り交わし、内容が確定した時点で遅滞なく契約変更等の手続きを行ってください。

通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期とする請負契約を締結することのないようにしてください。

○検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内のできる限り短い期間内に、検査を完了してください。

元請負人は、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けてください。

○下請代金の支払について

下請代金は、手形等による支払は慎み、**少なくとも労務費相当分**（社会保険料の本人負担分を含む。）を**現金払とするよう支払条件を設定**し、現金払と手形払を併用する場合は、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意してください。

また、手形等で支払う場合は、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定してください。

手形期間については、60日以内としてください。また、令和8（2026）年の手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払及び電子記録債権への移行、支払期間の短縮等の取組を進めていくように努めてください。

特定建設業者は、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形による支払をしてはならないことにも留意してください。

下請代金の支払は、請求書提出締切日から支払日までの期間をできる限り短くしてください。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、支払を受けた日から1か月以内のできる限り短い期間内に、支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を支払わなければなりません。なお、特定建設業者の場合は、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内のできる限り短い期間内に、下請代金の支払をしてください。

元請負人が注文者から前払金を受領した場合には、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払ってください。また、公共工事に係る前払金については、直接振込の実施の徹底を図ってください。

10月～12月は「建設業取引適正化推進期間」です！

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところですが、

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和4（2022）年度は10月から12月までを「建設業取引適正化推進期間」として、建設業の取引適正化の法令遵守に関する活動を行います。

活 動 内 容

- 【1. 標 語】「みんなで守る適正取引」
- 【2. 期 間】令和4(2022)年10月1日～12月28日
- 【3. 主 催】国土交通省、都道府県
- 【4. 実施内容】
 - ・建設業者等を対象とした講習会等の開催
 - ・立入検査等の実施
 - ・ポスターの配布・掲示等
 - ・専門誌、雑誌、インターネット等を通じた広報



建設現場での「三つの密」を避けましょう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、建設工事の現場では、元請事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの立場で、極力、「三つの密」の回避や影響の軽減がなされることが重要です。

特に、建設現場での朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業などについて、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、「三つの密」の回避や影響緩和のための対策徹底等に心掛けてください。

◆ 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001404286.pdf>



宅地や建物の適正な取引及び広告について (宅地建物の取引には免許が必要です)

宅地や建物の取引を業として行う(宅地建物取引業)には、宅地建物取引業法(以下「法」という。)を遵守し、適正な取引を行わなければなりません。

1 無免許営業の禁止について

宅地建物取引業を営むには宅地建物取引業の免許が必要です(法第3条第1項)。免許を受けないで宅地建物取引業を営むことは禁止されています(法第12条第1項)。

また、免許を持たない者が、ホームページや新聞折り込みチラシなどの広告により、宅地を分譲する旨や、住宅の売買の媒介(仲介)をする旨を表示することも禁止されています(法第12条第2項)。

2 誇大広告の禁止について

宅地建物取引業者が行う広告については、誇大広告の禁止(法第32条)などの法律による規制のほかに、「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」により必要な表示事項などが定められています。

《問い合わせ先》

宅地建物取引業免許について…愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室 不動産業グループ
(愛知県自治センター3階)

電話052-954-6582、6583(ダイヤルイン)

公正競争規約について・・・東海不動産公正取引協議会(愛知県不動産会館)
電話052-529-3300

不動産業グループからのお知らせ

○令和4(2022)年5月18日より宅地建物取引業法が改正され、契約締結時書面、重要事項説明書への宅地建物取引士による押印が不要となりました。

(引き続き記名は必要です。)

また、契約締結時書面、重要事項説明書、媒介契約締結時書面等の電磁的方法による提供が可能になりました。

◆重要事項説明書等の電磁的方法による提供及びITを活用した
重要事項説明実施マニュアル(国土交通省Webページ)

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001479770.pdf>



○免許申請書に記載した事項について、変更があった場合には、変更が生じた日から「30日以内」に、変更届出書の提出が必要です。

以下を参照してください。

◆宅地建物取引業免許 変更の届出について
(建設業・不動産業室Webページ)

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/henko.html>



新型コロナウイルスに関連した 中小・小規模企業向けの支援について

1 県による支援

(1) 総合的な経営相談がしたい方へ

●中小・小規模企業総合相談窓口（主に経営や資金繰り支援など）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyo-seisaku/0000049897.html>



(2) 企業経営の課題を解決するためのアドバイスを専門家から受けたい方へ
公益財団法人あいち産業振興機構 専門家派遣事業（利用料免除の場合あり）

<https://www.aibsc.jp/support/692/>



(3) 技術相談・支援を希望される方へ

あいち産業科学技術総合センターによる技術支援（依頼試験手数料、機器貸付料減免の場合あり）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/acist/genmen4.html>



(4) 資金繰りのため、融資を受けたい方へ

県制度融資（セーフティネット4号・5号、大規模危機対応、経営あんしん）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html>



2 国による支援

(1) コロナの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う方へ

ものづくり補助金（経済産業省）

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>



持続化補助金（経済産業省）

小規模事業者の販路開拓等のための取組への投資について支援

全国商工会連合会（一般型）

http://www.shokokai.or.jp/iizokuka_r1h/



日本商工会議所（一般型）

<https://r3.jizokukahojokin.info/>



(2) 新分野展開や業態転換をお考えの方へ

事業再構築補助金（経済産業省）

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>



(3) ITツール導入により業務効率化を行う方へ

IT導入補助金（経済産業省）

<https://www.it-hojo.jp/>

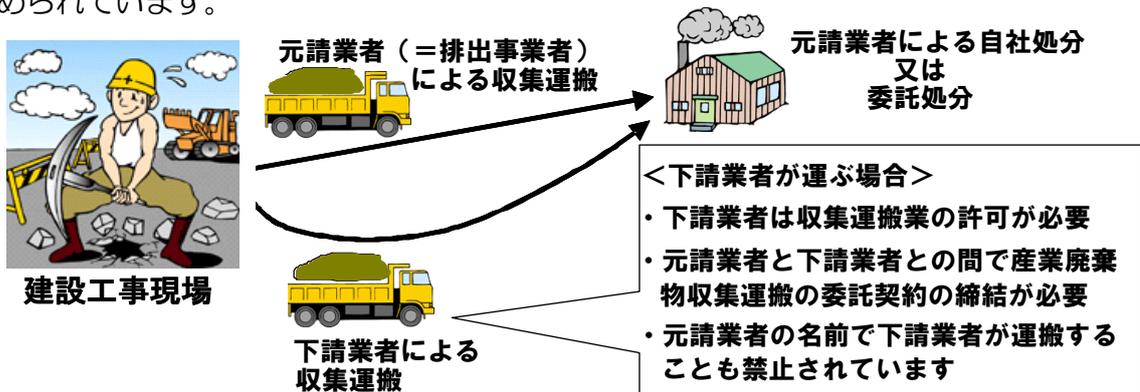


建設系産業廃棄物排出事業者のみなさまへ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）では、建設工事（解体工事も含みます。）の注文者から直接建設工事を請け負った元請業者が排出事業者であると定められています。 ※一部例外規定があります。

1 建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任など （法第21条の3第1項） （法第12条第5項及び第6項）

- 元請業者は、建設工事に伴い生じる廃棄物について、自らが適正に処理を行うか、**委託基準**に従って産業廃棄物処理業者に処理（運搬及び処分）を委託しなければなりません。
- 委託基準**では、委託する産業廃棄物の処理が下請業者（受託者）が有する産業廃棄物処理業の許可の範囲に含まれていることや、両者の間で書面で契約を結ばなければならないことなどが定められています。



★下請業者が廃棄物の処理を含む工事一式を受注した場合★

いわゆる工事契約の丸投げ（一括下請負）が行われた場合、下請業者に廃棄物の処分を含めた処理が委託されたと見なされます。下請業者が必要な許可を持たなかった場合は、**受託禁止違反や無許可営業等に該当します。元請業者も委託基準違反として責任を問われます。**

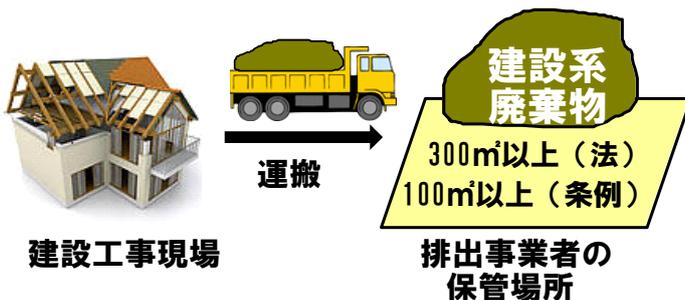
2 排出事業場外での自社保管及び事前届出制度 （法第12条第1項及び第3項）

排出事業者が建設系産業廃棄物を排出事業場（建設工事現場）外で保管する場合（保管場所の面積が300㎡以上の場合に限ります。）は、法に基づく事前届出が必要です。

さらに本県では、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例において、面積100㎡以上の屋外の場所で建設系産業廃棄物又は廃タイヤを保管しようとする事業者に届出を義務付けています。

また、産業廃棄物を排出事業場外で保管する場合は、**産業廃棄物処理基準**に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。 ※排出事業場には保管基準が適用されます。

なお、積替え保管を含む収集運搬業の許可を有する下請業者と委託契約を締結した場合を除き、**下請業者の保管場所に保管することはできません。**



保管場所	排出事業場 （建設工事現場）	排出事業場外
適用される基準	産業廃棄物保管基準	産業廃棄物処理基準
基準の概要	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に囲いの設置 （荷重がかかる場合は、構造耐力上安全であること） 見やすい場所に必要事項を記載した掲示板の設置 飛散、流出、地下浸透、悪臭の防止 高さ制限（50%勾配を超えない） ねずみ、害虫の発生の防止 	など
保管上限 など	—	・一日平均搬出量の7倍 など

3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の運用

(法第12条の3他)

- ・排出事業者(元請業者)は、産業廃棄物の引き渡し時に収集運搬業者に対し産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。
- ・排出事業者は、下請業者(収集運搬業者や処分業者)から処理を完了した年月日を記載したマニフェストの写しを受け取り、適正に処理が行われたことを確認するとともに、当該マニフェストを5年間保存しなければなりません。

建設工事に伴い生ずる廃棄物の下請負人による運搬に関する特例(*)により下請業者が自ら運搬する場合であっても、廃棄物処理業者に搬入する場合は、排出事業者からのマニフェストの交付は必要です。なお、この場合は下請け業者にはマニフェストの写しの保管義務はありません。

*改築(リフォーム等)、瑕疵の補修に関する工事であって請負金額が500万円以内、一回の運搬が1m以下、元請業者の保管場所や処分場へ直行等であって請負契約において書面で明確になっているもの(法第21条の3第3項)

廃棄物の不法投棄について(法第16条)

【何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。】

- ・不法投棄は、法によって厳しく規制されています。違反した場合は次の処罰を受けます。
- ・不法投棄を行う目的で廃棄物を収集運搬した者や未遂の者も処罰の対象です。

不法投棄を行った者
5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。

法人の場合
3億円以下の罰金が科せられます。
※法人等の従業者等が当該法人等の業務に係る違反行為を行った場合には、法人等に対しても罰金刑が科されません。

※産業廃棄物の処理を委託した下請業者が不法投棄を行った場合は、排出事業者(元請業者)にも罰則が科せられることがあります。

下請業者は産業廃棄物処理業の許可がない場合は、排出事業者から産業廃棄物の処理を受託してはいけません。

また、排出事業者は、下請業者に産業廃棄物の処理をさせるときは、必要な許可を受けた下請業者と事前に産業廃棄物処理を書面で委託契約しなければなりません。

〈瓦くずの不法投棄〉



〈土砂混じり産業廃棄物の不法投棄〉

不法投棄は、社会通念上許されない重大な犯罪です。

【お問い合わせ先】

愛知県環境局資源循環推進課廃棄物監視指導室監視グループ(愛知県西庁舎6階)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6238

暴力団排除について

- 本県では、愛知県暴力団排除条例（平成23(2011)年4月1日施行）を制定し、県、事業者及び県民が協働して、暴力団排除に取り組んでいます。

【愛知県暴力団排除条例】

愛知県から暴力団を排除するため、

- ・ 県、事業者、県民が果たすべき責務
 - ・ 暴力団の排除に関する基本的施策
 - ・ 暴力団排除に関する禁止行為
 - ・ 暴力団排除特別区域における禁止行為
- 等について定めています。

詳しくは、愛知県警察のWebサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/soshiki/haijo/index.html>



- 建設業法及び宅地建物取引業法では、許可や免許に係る欠格要件として、暴力団排除条項を定めています。排除対象者に該当する場合は、許可や免許を与えない事由及び許可や免許の取消事由となります。

【排除対象者】

- ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」）
- ・ 未成年者の法定代理人が暴力団員等
- ・ 法人で役員等又は政令で定める使用人が暴力団員等
- ・ 個人で政令で定める使用人が暴力団員等
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者



部落差別（同和問題）の解決に向けて

1 部落差別（同和問題）とは

私たちは、生まれながらにして自由・平等であり、幸せで健康に生きる権利を持っています。こうした願いや権利は基本的人権といわれ、憲法でも保障されており、不当に侵してはならないものです。

しかし、日常生活の中で、私たちは古くからの因習や世間体にとらわれたものの見方、考え方に影響され、時に誤った判断をして、知らず知らずのうちに、人権を侵し、人の幸せを踏みにじていることもないとは言えません。

とりわけ、我が国の人権にかかわる重大な社会問題に部落差別（同和問題）があります。部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、結婚や就職などの社会的関係で、現代においても特定の地域の生まれや出身などというだけで、差別されることがあるという日本固有の人権問題です。

2 差別解消のために

国はこの問題を解決するために、特別措置法を定め、地方公共団体とともにさまざまな事業を進めてきました。その結果、道路や住宅など生活環境の改善は進みましたが、いまだに差別意識は根強く残り、結婚を妨げられたり、就職で不平等に扱われたり、日常生活で差別を受けるなどの問題が見受けられるところです。

このため、平成28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したものです。

また、愛知県では、令和4（2022）年4月に「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、この条例の中で「部落差別の解消に向けた取組の推進」に関する人権課題について個別に規定しています。県は、部落差別に関する問題について、県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発等を進めていくこととしています。

3 えせ同和行為に屈しないために

「えせ同和行為」とは、同和の名の下に、企業等に対し、高額図書購入や下請けへの参加の強要、寄付金・賛助金あるいは示談金の強要など、不当な利益や義務なきことを求める行為を言います。

この行為は、国民に「同和は怖い」といった誤った意識を植え付け、部落差別（同和問題）の解決を阻害する大きな要因になっています。

この行為は絶対に許されるものではなく、愛知県内においては名古屋法務局、愛知県警察本部、愛知県、名古屋市、愛知県弁護士会が協力し、「えせ同和行為対策連絡会」を設置して、その排除のために努力しています。

「えせ同和行為」には、まず部落差別（同和問題）について正しく理解し、毅然とした態度で対処することが大切です。もし、不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決をもちかけたり、その場しのぎの安易な妥協をしたりせず、早い時期に上記の関係機関等に連絡し、その対策を相談することが必要です。

なお、愛知県における相談は、次のところで行っています。

【問い合わせ先】

愛知県県民文化局人権推進課 電話052-954-6749（ダイヤルイン）

4 公正な採用選考のために

憲法では基本的人権として「職業選択の自由」をすべての国民に保障し、誰もが自由に職業を選ぶことができるとされています。事業主は、就職の機会均等の確保を図る当事者として、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題についての正しい理解と認識のもとに、応募者に広く門戸を開き、適性と能力のみを基準とした公正な採用選考を行う必要があります。

愛知労働局では常時使用する従業員の数が30人以上の事業所等に「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）を選任していただいております。推進員には、公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深め、事業所内の就職差別問題等不適切事象の未然防止に努めていただいております。推進員制度等の詳細は、愛知労働局のWebページを御覧ください。

【愛知労働局Webページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_taisaku/_79409/onegai.html



《名古屋国税局からのお知らせ》 消費税のインボイス制度について

令和5（2023）年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が始まります。

本制度においては、事業者の方は、買手として消費税の仕入税額控除を受けるためには、原則として取引先事業者から交付を受けた「適格請求書（インボイス）」等の保存が必要であり、売手として「適格請求書（インボイス）」等を交付するためには、「適格請求書発行事業者」の登録を受ける必要があります。

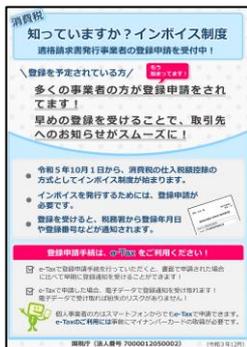
インボイス制度が開始される令和5（2023）年10月1日から「適格請求書発行事業者」になるためには、原則として、令和5（2023）年3月31日までに登録申請手続を行っていただく必要がありますので、登録を予定している事業者の皆様におかれましては、余裕をもって事前の準備ができるように、早期の登録申請手続をお勧めしております。

なお、インボイス制度への対応については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」に掲載しております。以下のインボイス制度に関する各種パンフレット等を参考にしてください。

また、各税務署においてインボイス制度説明会を開催しておりますので、インボイス制度について直接説明をお聴きになりたい方は、是非説明会にご参加ください。各税務署が開催する説明会に参加できない場合は、以下の「オンライン説明会」への参加もご検討ください。

おって、オンライン説明会については、YouTube「国税庁動画チャンネル」において、過去の説明会の模様を公開しておりますので、是非ご覧ください。

○ 知っていますか？インボイス制度



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>



○ 適格請求書等保存方式の概要



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>



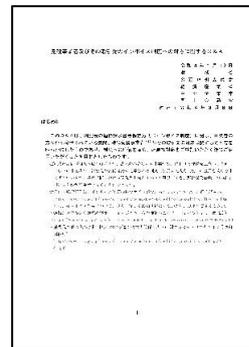
○ 免税事業者のみならずへ インボイス制度が始まります！



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>



○ 免税事業者及びその取引先の インボイス制度への対応に関するQ&A



公正取引委員会
ホームページ
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokujun/invoice/invoice_qanda.pdf



インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



説明会開催日程

https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/invoice_setsumeikai/index.htm



オンライン説明会

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm



月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

令和5（2023）年4月1日から、中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

これにより、すべての規模の企業において、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%に引き上げられます。

（令和5（2023）年3月31日まで）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%（平成22(2010)年4月から適用）
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

（令和5（2023）年4月1日から）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html



【お問い合わせ先】

愛知労働局労働基準部監督課

〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1（名古屋合同庁舎第2号館）

電話052-972-0253

建設業においても、令和6（2024）年4月1日より 時間外労働の上限規制が適用されます。

これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準（大臣告示）は適用除外とされていましたが、令和6（2024）年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・ 時間外労働が年720時間以内
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月まで

上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

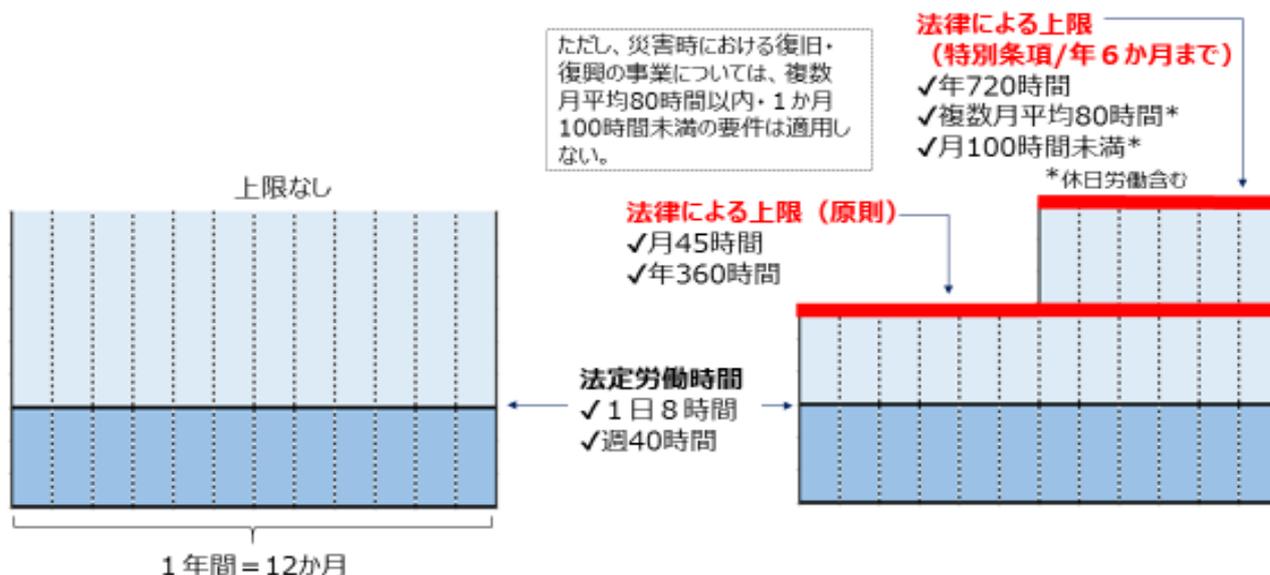
ただし、災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・ 月100時間未満
- ・ 2～6か月平均80時間以内

この2つの規制は令和6（2024）年4月1日以降も適用されません。

（～令和6年3月31日）

（令和6年4月1日～）



●詳しい情報、建設業の働き方改革の事例については、愛知労働局のYouTubeチャンネルをご覧ください。

建設業の働き方改革
 第一部
 改正労働基準法等の説明
<https://youtu.be/WBskrpv3GdO>



建設業の働き方改革
 第二部
 取り組み事例紹介（2社）
<https://youtu.be/9ETnMJVnJ7E>



事例紹介(1社)
 令和3年度
 ベストプラクティス企業
<https://youtu.be/P9R9uO6nKFI>



事例紹介(1社)
 令和3年
 ベストプラクティス企業
<https://youtu.be/JC4q4FkhhMo>

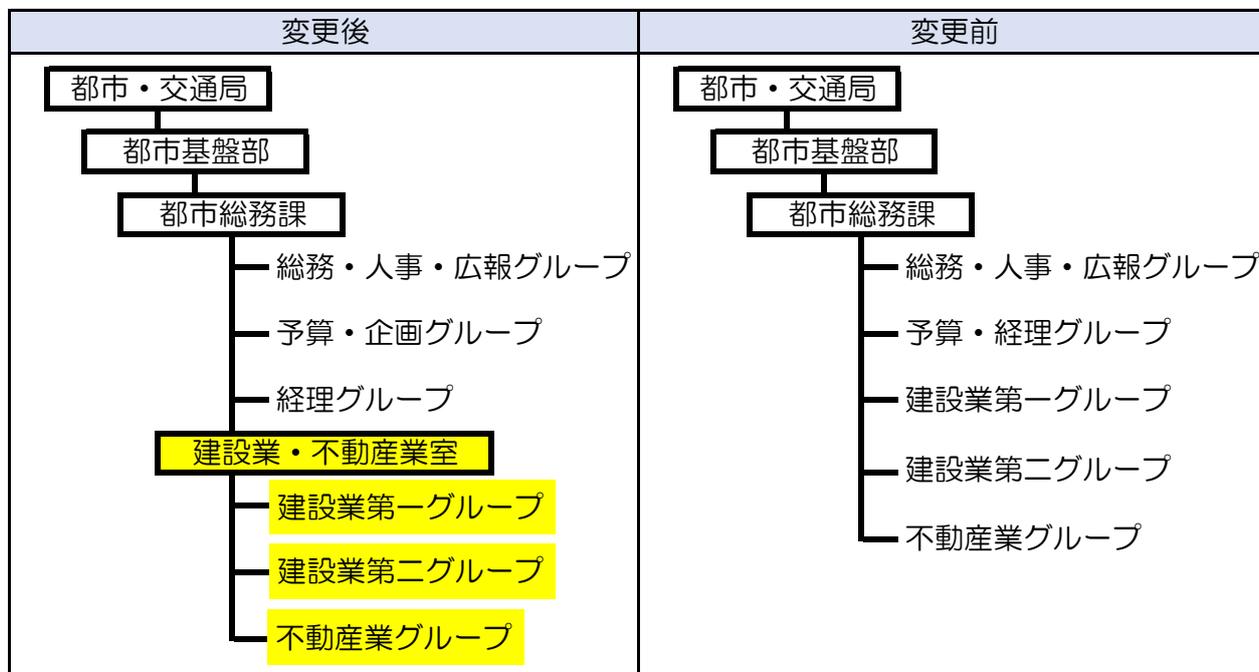


【お問い合わせ先】
 愛知労働局労働基準部監督課
 〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1（名古屋合同庁舎第2号館）
 電話052-972-0253

令和4（2022）年4月1日から 建設業・不動産業室が設置されました

令和4（2022）年4月1日から、都市・交通局都市基盤部都市総務課内の建設業第一グループ、建設業第二グループ、不動産業グループは、都市・交通局都市基盤部都市総務課**建設業・不動産業室**になりました。

なお、各グループの所在地・連絡先に変更はありません。



○主な仕事

建設業第一グループ	建設業の指導監督に関すること
	建設工事紛争審査会に関すること
	建設業者の経営事項審査に関すること
	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関すること
建設業第二グループ	建設業者の許可に関すること
	解体工事業者の登録に関すること
	浄化槽工事業者の登録に関すること
不動産業グループ	宅地建物取引業に関すること
	不動産鑑定業に関すること

表紙写真の紹介

愛知県立にしお特別支援学校

にしお特別支援学校は、安城特別支援学校の過大化解消及び岡崎特別支援学校の長時間通学を解消するために新設された、県立初の知的障害と肢体不自由双方の児童生徒に対応した特別支援学校です。校舎は地上2階建てで、1階は昇降口から各教室への動線上に、円形スロープを沿わせた「ふれあいホール」を設け、南側は普通教室（小中学部）を、北側には職員室や会議室などの管理諸室を配置しています。2階は「ふれあいホール」の吹き抜けを取り囲むように自立活動諸室や特別教室を配置し、南側は普通教室（中学部・高等部）を配置しています。7～8室ある普通教室は、トイレ、教材庫、中庭を設けたユニット型の構成とし、児童生徒の利便性に配慮しました。

<施設の概要>

名称：愛知県立にしお特別支援学校
場所：西尾市須脇町地内
面積：延べ面積 12,726.93㎡